

## 農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に 該当するかどうかの基準について

### 1 経緯

2020 年 4 月 1 日に施行される改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）においては、法第 4 条第 1 項第 5 号の「農薬を使用するときは、使用に際し、法第 3 条第 2 項第 4 号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」に該当すると認めるときは、登録を拒否しなければならないものとされており（法第 4 条第 1 項）、法第 4 条第 1 項第 5 号に該当するかどうかの基準については、農林水産大臣が定めて告示することとされている（法第 4 条第 2 項）。

この基準については、農薬使用者への影響評価法等の内容を踏まえつつ定める必要があるが、今般、当該基準を 2 のとおり定めるに当たり、農業資材審議会の意見を伺う。

### 2 設定のポイント

#### （1）農薬使用者に関する基準（第 1 号）

新たな農薬使用者への影響評価法を踏まえ、農薬の使用に際し、農薬使用者に対する被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなることを基準とする。

「農林水産大臣が定める基準」としては、農薬の有効成分ごとに暴露許容量（AOEL、AAOEL）を定め、別途告示することを予定している。

なお、暴露許容量が定められるまでの間は、農薬の使用に際し、農薬使用者に対する被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがあると認められるものとなることを基準とする。具体的には、暴露許容量が定められていない農薬（既登録農薬の有効成分を含む農薬）について、再評価が始まるまでの間、現行のハザード評価を継続することを想定している。

## (2) 蜜蜂に関する基準（第2号）

新たな蜜蜂への影響評価法を踏まえ、農薬の使用に際し、蜜蜂に対する被害防止方法を講じた場合においても、蜜蜂に対する暴露量が、蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなることを基準とする。

なお、蜜蜂に対する影響に関する試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬については、当分の間、農薬の使用に際し、蜜蜂に対する被害防止方法を講じた場合においても、蜜蜂に対する影響に関する試験成績に基づき当該蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるものとなることを基準とする。具体的には、新たな評価法により要求される試験の一部の実施が困難なものとして認められる農薬（既登録農薬の有効成分を含む農薬）について、再評価が始まるまでの間、現行のハザード評価を継続することを想定している。

## 3 今後の予定

- ・ パブリックコメントを経て公布し、2020年4月1日から適用。

## 農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準（案）

当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第五号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

- 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
- 二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この告示は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 当該農薬について第一号に規定する基準が定められるまでの間、当該農薬についての同号の規定の適用については、同号中「農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しない」とあるのは、「当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがある」と認められる」とする。
- 3 当分の間、第二号に規定する試験成績に係る試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬についての同号の規定の適用については、同号中「暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量である」とあるのは、「影響に関する試験成績（当該試験成績に係る試験の実施が困難なものを除く。）に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある」とする。

※ 附則による読替え後（下線部は読替え部分）

- 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがあると認められるものとなること。
- 二 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績（当該試験成績に係る試験の実施が困難なものを除く。）に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるものとなること。

(参考) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) (抄) ※ 2020 年 4 月 1 日施行

(登録の拒否)

第 4 条 農林水産大臣は、前条第 4 項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第 1 項の登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、前条第 2 項第 4 号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六～十一 (略)

2 前項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 (略)

(農業資材審議会)

第 39 条 農林水産大臣は、第 2 条第 1 項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第 3 条第 1 項の登録をしようとするとき (同条第 3 項に規定する場合を除く。)、第 7 条第 7 項 (第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により変更の登録をしようとするとき (農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。)、第 9 条第 2 項若しくは第 3 項 (これらの規定を第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第 18 条第 2 項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第 31 条第 3 項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第 34 条第 1 項の登録をしようとするとき (同条第 6 項において準用する第 3 条第 3 項に規定する場合を除く。) は、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

2・3 (略)

○農薬取締法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 53 号)

第 11 条 農林水産大臣は、第 2 号新法<sup>※1</sup>第 4 条第 2 項 (第 2 号新法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。) の基準を定めようとするときは、第 2 号施行日<sup>※2</sup>前においても、農業資材審議会の意見を聴くことができる。

※1 農薬取締法の一部を改正する法律第 2 条 (2020 年 4 月 1 日施行) による改正後の農薬取締法

※2 2020 年 4 月 1 日